

保育の質を考える—保育者の専門性の観点から（3）

鵜沢由美子・太田由加里・田口久美子・上野恵子¹

目次

はじめに 鵜沢由美子

1章 社会的養護における施設保育士の専門性について 上野恵子

2章 施設保育士の専門性に関する一考察—児童養護施設の事例から 鵜沢由美子

3章 保育士に求められる役割の多様化と今後の課題

－児童発達支援センター（障害児通所事業）の保育士に焦点をあてて 太田由加里

4章 児童館に併設する学童保育で働く人たちの資格と専門性 田口久美子

おわりに 鵜沢由美子・太田由加里・田口久美子・上野恵子

はじめに

2022年、保育園における園児に対する保育士の虐待や認定こども園での通園バスの置き去り死亡事故が明るみに出た。その一方で同年、全国の待機児童数が全国で2,944人（4月時点）と統計史上最少となった。保育の「量」から「質」への転換が求められていることに問題意識をもち、私たちは調査研究を始めることとした。調査研究を続けてきて3年目、こども家庭庁は、2024年12月20日、2025年度から28年度末を見据えた保育政策の新たな方向性を発表した。それはまさに「待機児童の大幅な減少や少子化を踏まえ、待機児童対策を中心とした保育の『量』拡大から、地域のニーズに応じた『質』の高い保育の確保・充実へと政策の軸を大きく転換する」というものである。

私たちは「保育の質」について、保育者の専門性に焦点を当てて調査研究を続けてきた。保育者は保育所だけでなく、多様な児童福祉施設においても子どもの成長発達を育み、保護者支援を行う重要な役割を担っている。本年度、私たちはこうした「施設保育士」の調査研究を実施した。この分野の研究の蓄積は浅く、論考も手探りではあるがご高覧頂きたい。なお、引用・参考文献は共通するものが多いので、4章のあと文末にまとめることとする。

1章 社会的養護における施設保育士の専門性について

上野 恵子

本章では、施設保育士が活躍する社会的養護について、近年、国の政策がどのように

¹ 執筆者は国際ジェンダー学会の会員であり、「保育の質を考える—保育者の専門性の観点から」をテーマに学会大会にて2022年度からラウンドテーブルを開催している。上野（1章）・鵜沢（2章）・太田（3章）・田口（4章）の原稿は2024年度大会におけるラウンドテーブルの資料を加筆修正したものである。なお、各執筆者の所属は以下の通りである。鵜沢 本学科教授、太田 日本大学文理学部社会福祉学科特任教授、田口 和洋女子大学ジェンダー・ダイバーシティ研究所特別研究員、上野 中野区子ども教育部主事。

作られて来たのかを考察する。また、その中でも利用児童の割合が大きい児童養護施設での施設保育士の専門性について、施設のガイドライン的な位置づけとなる児童養護施設運営指針をもとに概観し、2017年に提言された「新しい社会的養育ビジョン」で求められている施設保育士の専門性と今後の

課題について述べる。

1 施設保育士の定義について

本研究において、児童福祉法(以下「法」)に定める児童福祉施設(保育所・幼保連携認定こども園以外)及び児童福祉事業に従事する保育士を施設保育士と定義する。

1.1 児童福祉施設

施設の種類 (児童福祉法)	施設の目的及び対象者	施設数・入所現員 令和4年3月末
乳児院 (法37条)	乳児を入院させてこれを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行う。	145 カ所 2,351人
母子生活支援施設 (法38条)	母子家庭の母と子(児童)を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行う。	215 カ所 3,135世帯 児童 5,293人
児童厚生施設 (法40条)	児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情緒をゆたかにする。	
児童養護施設 (法41条)	保護者のない児童、虐待されている児童、その他養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行う。	610 カ所 23,008人
障害児入所施設 (法42条)	障害児を入所させて、支援を行うことを目的とする施設。支援の内容により、福祉型と医療型に分かれる。	
児童発達支援センター(法43条)	障害児を日々保護者の下から通わせて、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練及び治療支援を提供することを目的とする。福祉型と医療型がある。	
児童心理治療施設 (法43条2)	家庭環境、学校におけるその他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を中心として行い、あわせて退所した者について相談その他の援助を行う。	53 カ所 1,343人
児童自立支援施設 (法44条)	不良行為をし、又はするおそれのある児童などを入所させて、必要な指導を行い、その自立を支援する。	58 カ所 1,162人
児童家庭支援センター(法44条2)	地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他のからの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行う。	139 カ所

※参考 保育所・子ども園及び地域型保育事業 39,244 カ所 利用児童 2,729,899 人(令和4年4月1日)

1.2 その他児童福祉事業

その他の児童福祉事業として、障害児通所支援事業（法第34条の3）があるが、具体的な事業には児童発達支援（児童発達支援センター以外）、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援（H30新規）、保育所等訪問支援等がある。また、放課後児童健全育成事業（法第34条の8）については、実施施設は「放課後児童クラブ」「学童クラブ」「学童保育所」等と呼ばれるが、自治体や設置者によって名称が異なっている。略称は「学童」あるいは「児童クラブ」など。

保育士は、このように様々な施設、事業に従事しており、それぞれの場でその専門性を求められている。

2 社会的養護における施設保育士の専門性

2.1 社会的養護とは

社会的養護は、保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護とともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこととされている。児童福祉施設である乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設に加え、自立援助ホーム（法6条の3第1及び33条の6）や、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）（法第6条の3第8項）での養育に加え、里親への委託、養子縁組、特別養子縁組などもその中に含まれる。

本章においては、施設保育士も従事する社会的養護において、国の政策がどのように進められてきたのか、また、その中でも利

用児童の割合が大きい児童養護施設で求められている保育士の専門性について、施設のガイドライン的な位置づけとなる「児童養護施設運営指針」をもとに検討する。

2.2 社会的養護に関する政策の検討及び法・基準改正等

日本における社会的養護を担う体制は戦後の孤児対策以来、その時代の社会的状況を反映した形で構築されてきた。近年、社会構造やライフスタイルの変化等により、社会的養護を必要とする子どもの数が増え、虐待等子どもの抱える背景が多様化していること等その社会的状況は大きく変化してきており、2003年には、社会保障審議会児童部会「社会的養護のあり方に関する専門委員会」が設置され、同年10月にとりまとめられた同委員会の報告に基づき施策を展開してきた。

その後さらに、その内容の抜本的な見直しと本格的な社会的資源の投入が求められる状況となり、「今後目指すべき児童の社会的養護体制に関する構想検討会」が、2007年2月から5月まで計9回開催され、2007年5月に中間まとめが行われた。2007年5月には「改正児童虐待防止法附則」に児童虐待を受けた児童の社会的養護に関し①里親及び児童養護施設等の量的拡充、②児童養護施設等における虐待の防止を含む児童養護施設等の運営の質的向上、③児童養護施設等に入所した児童に対する教育及び自立の支援の更なる充実など、速やかな検討が規定された。

2007年9月には「社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会」が設置され、2022年2月まで計41回開催される中で、第10

回 2010 年（平成 22 年 12 月）及び第 11 回 2011 年（平成 23 年 4 月）では、児童福祉施設の最低基準が審議され、2011 年 6 月には「児童福祉施設最低基準（職員配置・面積基準等）」の改正が行われた。居室の面積基準については、実に 63 年ぶりの改正であった。

また、2011 年 1 月から 6 月には、「児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会」において、集中的に議論を重ね、今後の社会的養護のあり方について、変革を求める「社会的養護の課題と将来像」がまとめられ、2012 年 3 月には、各施設別の運営指針が発出されている。また、2012 年からは、社会的養護専門委員会に（1）全国里親委託等推進委員会、（2）施設の小規模化及び家庭的養護推進ワーキンググループ、（3）ファミリーホームの設置運営の促進ワーキンググループ、（4）親子関係再構築支援ワーキンググループ、（5）施設運営の手引書編集委員会、（6）社会的養護関係施設第三者評価等推進研究会等の課題別検討委員会やワーキンググループが設置され、各種マニュアルや運営指針の手引きとなるハンドブックなどを作成してきた。

2015 年 9 月から 2016 年 3 月には「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会」において検討が行われ、「新たな子ども家庭福祉の在り方に関する専門委員会報告（提言）」が報告された。これを受け 2016 年 5 月には児童福祉法が抜本的に改正され、新設された児童福祉法第 3 条の 2 に、児童が家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援することを原則とした上で、家庭における養育が困難又は適当でない場合には、まずは養子縁組や里親等への委託

を進めることとし、それが適当でない場合には、できる限り、児童養護施設等における小規模グループケアなどの良好な家庭的環境で養育されるよう、必要な措置を講ずることという文言が追加された。

2016 年 7 月に設置された「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」において、「新しい社会的養育ビジョン」（2017 年 8 月）が示され、代替養育における「家庭と同様の養育環境」原則に関して、乳幼児から段階を追っての徹底、家庭養育が困難な子どもへの施設養育の小規模化・地域分散化・高機能化等が盛り込まれた。これらの方向性は、2009 年国連総会決議「代替養育の指針」に整合的であり、度重なる「児童の権利委員会」からの厳しい勧告に応えようとしたものと推定される。施設養育は、高度専門的な手厚いケアを可能とする機能強化を求められている。

2.3 児童養護施設における保育士の役割

児童養護施設は、概ね 3 歳から 18 歳の子どもが生活する施設である。児童養護施設で子どもへの直接支援を行う職種は、保育士、児童指導員とされており、「児相福祉施設の設備及び運営に関する基準」42 条 6 ではその総数について規定されているものの、その職務内容については、特に述べられていない。同 44 条で、支援の目的としての養護、及び 45 条では支援内容として生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整とするが、その職務を誰が担うのか規定していない。児童指導員、保育士ともに生活援助業務に従事しており、職種による役割の違いが曖昧であることが、後述の児童養護施設の職員へのインタビューからも窺われる。

先行研究において、片岡志保（2011）は、タイムスタディやインタビューを中心に、児童養護施設の職員の職務内容を明らかにしようと試みているが、保育士、児童指導員、社会福祉士（ファミリーソーシャルワーカー）等の職員が、「主に子どもとの関係で行う職務」に時間をかけていること、中でも「身体的成長・発達を支えるはたらき」に一番多くの時間をかけており、職種によって職務内容に大きな違いがなかったことを報告している。

児童養護施設に入所している子どもの入所理由の背景は単純ではなく、複雑・重層化している。ひとつの虐待の背景をみても、経済的困難、両親の不仲、精神疾患、養育能力の欠如など多くの要因が絡み合っている。子どもは主たる養育者、友人、住み慣れた環境等との分離や喪失を体験してきている。子どもたちは、こうした養育体験等に起因するトラウマ関連障害やアタッチメント（愛着）に関する課題を抱えていることが少なくない。現在児童養護施設に入所している児童の71.7%に被虐経験があり、何らかの心身の状況に該当する児童は42.8%で、その割合は年々増加している。²

こうしたことを踏まえ、子どもの背景を十分に把握した上で、必要な心のケアも含めて養育を行っていくとともに、家庭環境の調整も丁寧に行う必要がある。児童養護施設では、なにげない日常生活の営みを大切にし、「衣・食・住」といった基本的な生活援助を通じて構築された子どもたちとの信頼関係を基盤に、子どもの最善の利益を

目指して将来的な自立へ向けて支援していくことが求められている。

2012年3月に厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知として発出された「児童養護施設運営指針」には、社会的養護の原理として、これを必要とする子どもと家庭を支援し、子どもを健やかに育成するため、①家庭的養護と個別化、②発達の保障と自立支援、③回復をめざした支援、④家族との連携・協働、⑤継続的支援と連携アプローチ、⑥ライフサイクルを見通した支援の考え方をもとに支援を行う必要性が示されている。保育所保育士に求められる子どもや家庭への関わりに加え、施設保育士には①、③、⑤、⑥にみられるように心のケアや家庭環境調整などの、治療的関わりや、ソーシャルワーク的側面も求められていると言える。

2014年3月に発行された「児童養護施設運営ハンドブック」には、児童養護施設が行う養育・支援にとっての重要な要素として更に、①援助過程そのものが子どもとの関係性を構築し、深めていく、②前の養育者から丁寧に引き継ぎを受け、次に丁寧に引き継いでいく、③子どもとつながり続けていく、という3点が追加されている。

3 「新たな社会的養育ビジョン」における施設養育に求められる専門性

3.1 新たな社会的養育ビジョンの方向性

子どもの権利条約の批准を受け、2016年児童福祉法改正では、子どもが権利の主体であることを明確にし、家庭への養育支援

² こども家庭庁,2023, 「児童養護施設入所児童等調査の概要」（令和5（2023）年2月1日現在）こども家庭庁支援局家庭福祉課・障害福祉課

から代替養育までの社会的養育の充実とともに、家庭養育優先の理念を規定し、実親による養育が困難であれば、特別養子縁組による永続的解決(パーマネンシー保障)や里親による養育を推進することを明確にした。このことは、日本における社会的養育の歴史上画期的なことである。その具体化に向け、代替養育のすべての段階において、子どものニーズに合った養育を保障するために、代替養育についてはケアニーズに応じた措置費・委託費を定めることや、代替養育は家庭での養育を原則とし、高度に専門的な治療的ケアが一時的に必要な場合には、子どもへの個別対応を基盤とした「できる限り良好な家庭的な養育環境」を提供し、短期の入所を原則とする方向性が示された。

3.2 施設養育に求められる専門性

「新たな社会的養育ビジョン」には施設養育に求められる専門性として、以下のような視点が盛り込まれている。一つ目は、個別ケアである。ケアニーズが非常に高く、施設等における十分なケアが不可欠な子どもに対し、高度専門的な手厚いケアの集中的提供を前提にした、小規模・地域分散化された養育環境の整備。二つ目は、権利の主体としての子どもの尊重がある。子どもにとって自らの将来見通しが持て、代替養育変更の意思決定プロセスが理解できるよう、年齢に応じた適切な説明、養育の場を変える場合には、さらに十分な説明のもと、子どもとのコミュニケーションと、子どもの意向の尊重、子どもの心理に配慮したケアが必須となる。さらに三つ目として、地域支援が

挙げられる。施設で培われた豊富な体験による子どもの養育の専門性をもとに、地域支援事業やフォースタリング機関事業等の実施を行うことが施設には求められる。四つ目は、治療的養育である。子どもたちの呈する複雑な行動上の問題や精神的、心理的問題の解消や軽減を意図しつつ行う生活支援、子どもの抱える家族との関係性の問題等の解決を目指した支援などが施設養育の欠かせない専門性となる。五つ目は、自立支援である。子どもが成人になった際に社会において自立的生活を維持しうる能力を形成し、そのための社会的基盤を整備すること、自立支援ガイドラインを作成し、アフターケア機関の自立支援機能を強化することなども求められる。

3.3 専門性向上の前提となる職員の配置基準や措置費等の拡充と研修の拡充

このような、専門性の向上を実現するためには、施設養育においては職場環境の向上、待遇改善が喫緊の課題となっている。インタビュー調査においても、特に児童養護施設の職員の定着率の低さが語られた。2008年に実施された児童養護施設のタイムスタディ調査結果からは、情緒・行動上の課題の多い児童や、不適切な養育を受けた児童など、専門的ケアを必要とする児童に対するケア時間は概ね30~40%長くなるという実態が明らかになった。³ 年齢、行動上の問題、心理的問題、医療的ケアの必要性などに基づき、ケアニーズの内容や程度による措置費及び委託費の加算制度を導入する必要についても議論されている。藤岡(2026)

³ 厚生労働省、2008、「平成20年度社会的養護における施設ケアに関する実態調査」

や趙（2014）は、児童養護施設の援助者の共感満足・疲労について、「被虐待児との関わりの中で、援助技術としての関係性構築・共感的理解が大事であり、援助的な専門性を用いれば用いるほど、共感的疲労にさらされやすい」とし、ソーシャルワークの支援が必要であると同時に、「子どものトラウマにふれる援助者も同じようなストレスにさらされる危険性を指す共感疲労を持ちやすく」施設内のスーパービジョンの必要性があると述べている。ビジョンにも児童養護施設が生活施設であることを前提とし、ケアニーズの高い子どもには、子ども1人に対して職員2人を配置することができる措置費が支給されることや、ケアニーズの高い子どもの施設（小規模化された施設）は4人を単位とすべきであることなどが提案されている。

また、上記に示されるような専門性を養成するために、代替養育の意味を含め、ソーシャルワークの文脈の中で子どもたちの抱える生活課題や発達の積み残しを明確化（アセスメント）し、解決するための専門性を高める研修の体系化が課題となっている。施設内研修体制の整備として、個人育成シートを作成し、施設長等と個別の育成面談を行い各自の目標を設定し、そのうえで、共に育つという意識を育てるOJT等も必要である。また、派遣研修による知識習得という位置付けのOFF-JTも同時に行う必要がある。研修体制を充実させると同時に、自主的な学習意欲を向上させるためのSDS（セルフデベロップメントシステム）の推奨、キャリアパス等の整備による、働き甲斐のある職場環境作りも欠かせない。また、担当ケアワーカーを孤立させないために、ケー

スカソファレンスや専門職とのコンサルテーションの定例化や、ケアのモニター（スーパーバイザーが日々の記録を確認をしたり、直接ユニットを訪問する等）を行い、隨時スーパーバイズが適正に行われるなどのスーパービジョン体制の充実が課題となっていくであろう。また、今後、社会的養育を担う施設保育士の養成課程におけるカリキュラムの検討なども求められる。

2章 施設保育士の専門性に関する一考察 —児童養護施設の事例から

鵜沢由美子

1 本報告の目的

本章では、児童養護施設で働く保育士について、インタビュー調査をもとにその専門性や働く上での課題を保育所保育士ならびに同じ職務を遂行する児童指導員と比較し検討していくことを目的とする。本年度、私たちは、児童養護施設と障害児通所施設（児童発達障害支援センター・自閉症児支援センター）の保育士と、保育士と同様の職務に就いて働く職員（児童指導員）について調査を実施した。なお、インタビューを依頼する際、昨年度の調査（専門性の高い保育所保育士調査）と同様に、ステイクホルダー（共に働く同僚等）から「保育の質が高い」として推薦のあった方を対象とした。

本章では、児童養護施設で働く保育士2名と児童指導員1名のインタビュー調査をもとに記していく。

2 児童養護施設と子どもたちについての概要

本節では、まず児童養護施設や職員、子ど

もたちについて確認し、その概要を記していく。

2.1 児童養護施設とは

児童養護施設は児童福祉法（1947年法律第164号）の第41条に以下のように定められている。「児童養護施設は、保護者のない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。以下この条において同じ）、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設とする。」

（児童福祉法 昭和22年法律第164号より 2024年9月5日閲覧）

ここで下線を付した箇所についてふれたい。以下に示す児童養護施設入所児童等調査から見るように保護者のいない児童は3.3%にすぎない。そして、この定義には「保育」という文言はなく「養護」し「自立のための援助」が目的であることに留意する必要がある。

2.2 児童養護施設の現状

1) 施設と職員

2022年3月末現在、児童養護施設は全国で610か所あり、定員30,140人となっている。現員は23,008人で職員数は20,639人である（[こども家庭庁 福祉行政報告例（令和4年3月末現在）]。児童養護施設職員の配置基準は、児童指導員もしくは保育士が3歳未満の幼児2人にに対し1人、3歳以上の場合は4人にに対し1人、少年6人にに対し1人となっている。

職員には、保育士・児童指導員・家庭支援専門相談員・里親支援専門相談員・心理療法担当職員・栄養士などがいる。

保育士と同様に、子どもたちの養護にあたる職員として児童指導員の資格を有して入職する人たちがあり、本章では保育士と比較して児童指導員について検討していく。「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（1948〔昭和23〕年厚生省令第63号）」第四十三条によれば、児童指導員の任用資格は以下の通りである。また、下線部分が児童養護施設における本調査対象者に該当する任用資格である。

児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

①地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者 ② 社会福祉士の資格を有する者 ③ 精神保健福祉士の資格を有する者 ④学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 ⑤学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者 ⑥学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 ⑦外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 ⑧学校教育法の規定による

高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、二年以上児童福祉事業に従事したもの ⑨学校教育法の規定により、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であって、都道府県知事が適當と認めたもの ⑩三年以上児童福祉事業に従事した者であって、都道府県知事が適當と認めたもの。

（厚生労働省「児童指導員及び指導員の資格要件等」2024年9月5日閲覧）

2)児童養護施設の現状—子どもたちの状況と支援のあり方、親子関係

「児童養護施設入所児童等調査の概要（2023〔令和5〕年2月1日現在）」から、子どもたちの状況を見ていこう。

児童養護施設入所児童は23,043人（内、中学3年生以上の年長児童7,738人）で、平均年齢11.8歳である。委託時または入所時の年齢については2歳が最多であり、6歳未満で委託または入所した割合は48.2%となっている。平均委託（在所）期間は5.2年である。

心身の状況に課題がある児童の割合は42.8%（知的障害14.0%，てんかん1.反応性愛着障害7.0%，ADHD13.3%，学習障害1.8%，自閉症スペクトラム11.9%等）にのぼる。学業の状況については、「優れている」が6.1%，「特に問題なし」が56.2%，「遅れ

がある」37.4%となっている。

次に、支援のあり方と親子関係を見ていきたい。「特に支援上留意している点（複数回答）」で、一番多いのは「精神的・情緒的な安定」62.7%であり、次に「家族との関係」60.5%，「基本的な生活習慣」48.8%，「心理的対応」25.7%となっている。

養護問題発生理由としては「母の放任・怠だ」が16.4%，「母の虐待・酷使」15.0%，「母の精神疾患など」14.5%，「父の虐待・酷使」12.5%などが挙がっている。そして、委託（入所）時の保護者の状況として、「両親ともいない」のは3.3%に留まり、「実母のみ」が一番多く48.5%，「実父母」ともいるのが27.2%、「実父のみ」が11.0%となっている。家族との交流関係については、「交流あり」のうち「面会」の割合が比較的高く35.4%，「電話やメール、手紙など」は11.0%，「一時帰宅」28.2%，「交流無し」は24.9%となっている。今後の見通しについては、「自立まで現在の児童養護施設で養育」が59.9%（前回調査58.3%），「保護者のもとへ復帰」26.1%である（こども家庭庁「2024児童養護施設入所児童等調査の概要」2024年9月5日閲覧）。

筆者はかつて1980年代後半にTBSの報道局ディレクターとして児童虐待を取り材し、イギリスのケント大学の社会学MA論文として1990年に“Child Abuse in Japan”をまとめた。当時、発達障害の研究は進んでおらず、児童虐待を受ける子どもたちは大きくまとめる「育てにくい子ども」であり、児童虐待の起きる家庭は「多問題家族」であることを記したが、上記の子どもたちの状況から、児童養護施設における「養護」が保育所保育と位相の異なる困難さを抱えてい

ることを示唆されよう。

3 保育士の専門性に関する先行研究

2022年より、本研究会にて保育士の専門性に関する調査研究を進めてきた。保育士の専門性に関する先行研究については2022年度論文⁴に詳しいが、ここで記しておきたいことは施設保育士の専門性に関する研究の蓄積は保育所保育士に比べて浅いこと、また専門性を有して現場に赴く保育士の養成が急務であることが指摘されている（青木・奥 2021他）ことである。さらに社会学における「社会的養護」の研究動向を見ても、施設保育士の専門性に関する研究はふれられていない（土屋・藤間 2024）。

また、昨年度の「専門性の高い保育士調査」から、保育士の専門性について「多様な方法で獲得した保育の専門的知識・技術を活かして子どもたち一人ひとりに目配りをし、必要なことを察知し対応する力が保育士の専門性であるといえるだろう。また、『発達保障力』と『共感共生力』⁵は省察的実践の積み重ねによって有機的に作用し、本人および部下や後輩の専門性醸成・向上に資するものとなっていた」とが示唆された（鵜沢 2024:22）。「省察的実践」とは、D.A.ショーンが提示した概念で、省察的実践者とは「既存の科学と技術を適用して問題に解答を与える存在ではなく、複雑に入り組んだ状況の中で実践を通して問い合わせを解

き、探究・研究を進めていく」人とされる（柳沢 2007:398）。

児童養護施設において、2. で記した状況の子どもたちの「養護」に向き合う施設保育士たちにとっても、この省察的実践が重要であることが示されていくこととなる。

4 施設保育士調査

本年度私たちは、施設保育士の専門性を明らかにするためインタビュー調査を中心とした質的調査を行った。インタビュー調査のほか、筆者はインタビューさせていただいたい方（3章のBさん）の勤務される自閉症児支援センターおよび当該施設を含む社会福祉法人の各施設（児童発達支援センター・児童養護施設・障害児通所施設等）の保育見学およびインタビューに伺った。後者の調査については、本章の最後でふれることとする。

4.1 インタビュー調査の概要

インタビュー調査の概要是以下の通りである。

調査対象：児童養護施設職員（保育士2名、児童指導員1名）、児童発達支援センター（障害児通所施設）職員（保育士2名、児相指導員1名）

対象者の選定：機縁法によるが、保育士に関しては昨年度の調査に続き、専門性が高いとステークホルダーが捉える保育士を紹介

⁴ 鵜沢由美子・太田由加里・田口久美子・上野恵子 2023 「保育の質を考える—保育者の専門性の観点から（1）」 明星大学社会学研究紀要 No.43, 1-38

⁵ 垣内は、保育の仕事（労働）には2つの要素があり、それを「発達保障労働（子どもたちを豊かに育てその発達を保障する仕事）」と「共感共生労働（子どもの気持ちに寄り添いその人生を共有しケアする仕事）」としている（垣内 2011:14）。

してもらえるよう依頼した。

調査方法：インタビューシートをもとにした半構造化面接

調査期間：2024年5月18日～11月24日

調査項目：保育士になる経緯と職歴、具体的な職務内容、労働条件、会得した専門性とその方法、印象に残ったエピソードや親子等、保育所保育士との相同、他の専門職との関係、今後の展望等。

4.2 本章で取り上げる調査対象者と勤務先の概要

本章では、インタビューを実施したうち、児童養護施設職員（保育士2名・児童指導員1名）について考察していく。インタビューは許可を得て録音したデータを、逐語的に文字起こししたものを用いる。

調査対象の児童養護施設Aは東京の社会福祉法人が運営している。家庭の事情等で、親と共に暮らすことができない子どもや、その他の理由で養護を必要とする、概ね2歳から18歳までの子ども達46名が現在生活する施設である（本園38名、グループホーム12名の計50名定員）。

当該社会福祉法人は、高齢者や障害者の支援施設、母子支援施設、保育園、病院などを有し、管理職者は法人内での人事異動もある。インタビュイーのBさんによれば「うちは本当に増配置なので、また、持ち出しで人件費をかけてるので、どこの養護施設よりも人数は確保している。法人採用」とのことであった。

調査対象者のプロフィールは以下の通りである。

【Bさん】 46歳：保育士 短大で保育士資格を取得後、児童養護施設Aのパート・

契約社員2年を経て、正規職員に。勤続26年目。幼児ユニット、女子ユニット、女子のグループホーム（以下GH）、家庭支援専門相談員を経て、現在自立担当職員。専門職主任。産休・育休2回取得。

【Cさん】 27歳：保育士 大学で保育士資格を取得後、2020年より児童養護施設Aに正規職員として勤務。本園の女子ユニットで勤続5年目。5年目にしてユニット長。

【Dさん】 28歳：児童相談員 中学校教諭1種免許状（社会）・高等学校教諭1種免許状（地歴）取得。大学で社会学を専攻し、教員免許を取得後、2018年から児童養護施設Aの正規職員として5年、6年目は契約職員として勤務。4年目5年目は女子ユニット長。6年目は幼児ユニット。その後児童養護施設Aを退職、2024年現在、学童保育契約職員と写真スタジオのスタッフをしている。

4.3 調査の結果

① 保育士になったきっかけ（Bさん・Cさん）

Bさん Cさんとも子ども好き、お世話好きで物心について以来、小さい子どもの面倒を見る仕事以外考えていなかった。

② 当該施設に勤務した経緯

児童養護施設への就職を積極的に選択したことが見受けられる。保育士二人にとって施設Aが実習先の一つであった。家庭的な養護が仕事であること（Bさん「『行ってらっしゃい』『お帰りなさい』を言う側などが自分に合っている」）、（Cさん「生活集団の生活のサポートが仕事というものが自分を一番活かせる。実習で見た子どもたちのその後を見守りたい。」）であることがポイ

ントであると述べていた。教員になりたくて中高教員免許取得を取得したDさんが児童養護施設に就職を決めたのは、教育実習を経験してみて、教えるより「もっと子どもに寄り添えるような仕事をやりたい」と思ったためである。施設Aを選んだのは、「大きい、ちゃんとしたところがいい」と思ったためであるという。

③ 職務内容について

児童ユニットの仕事は幼稚園対応と園内保育（Bさん）である。また、児童養護施設内の女子ユニットの職務について保育士のCさんは、「職員と子どもの1対1のアタッチメント形成、家庭的養護、家庭復帰、家族支援など」と述べた。他方、児童指導員のDさんは同じ職務について、「お子さんの日常のケア（衣食住を保証）・情報共有機関との連携・アフターケア、チーム連携（ユニット間、園内、専門職員）」と語る。CさんとDさんの視点、力点の置き方の違いが見受けられる。グループホーム（以下GH）の職務に関してはBさんから「学齢期からの加害のない子どもたちを、一軒家にて基本職員一人で面倒を見て、生活自立を促進」することであり、家庭生活指導員の職務は「親子調整」、自立担当職員の職務は「卒業生対応」とのことであった。インタビュー時、自立担当職員として働いていたBさんは卒業生からの緊急連絡を受けられるよう、いつ何時も携帯を手元に置いていると語っていて、インタビュー中も常に着信を気にしていた。

④ 全員が職務経験のある女子ユニットで印象に残っているお子さん・エピソード

なお「担当」の子ど�数は、力量により多ければ4人受け持つという。Bさん「正規

職員になって女子ユニットに異動して、いきなり、慣れ親しんだ前任者がやめた中学生の担当に。（障害者）手帳を取る必要のある子で、それがとれるようにしろと言われ、ユニットリーダーも丸投げ。一日3回アイドルグループの『嵐』をだしにコミュニケーションをとることを自分に課した。バケツの底が抜けるように、愛情を求めてきた子だった。」

Cさん①「私が1年目から担当を持つて子がいて、それこそ5年目になるんですけど、（小3の時3歳の知能と言われた）その子が著しい成長と安定があってそれが明らかに私との関係性の上に成り立ってるので嬉しい。小6になった。愛着関係っていうのはすごく大事と大学でも就職してからも言わされたが、実際に実感。基本的には愛着の基盤となる大人っていうのは『担当』。」②2年目でベテランさんがみていた一番大変な子の担当に。「なんでお前が担当なんだ、死ね」と言われることも日常。よりつらいのは「死んでやる」と言われるとき。メンタルダウンで4か月休職した。しかし！高1の時家庭復帰させられたのは自分のこれまでの一番の功績。」

Dさん①「引きこもりでゲームばかりしている子どもが、自分を通じ退所したが他の職員の言う通りうまくいかず、生活保護になりその手続きも私がやった。」②「引きこもりでお風呂に入らず、かなり反抗期があり、物が飛んでくる系の子どもだったが、提示した選択肢の中から選んでクリーニング屋さんに就職、今でも頑張って続けている」

関わりをもつことに気力体力知力を総動員させることが必要であり、Bさん、Cさ

んが丁寧な引継ぎをうけることなく、自身で省察的実践を重ねていることが垣間見られる。また、Dさんからは、「養護」とともに2.1に下線を付して記した、児童養護施設の目的である「自立のための援助」に力点が置かれたエピソードが語られていることに注目したい。

⑤ 労働条件（女子ユニットに関して）

労働条件に関しては、以下のように語られた。

Cさん「(福利厚生がいいと聞いていたが)実際に入職してみたらたいへん。宿直はやっぱり経験したことないたいへんさ。宿直は26時間勤務。勤務が不規則でどこが残業かわからにくく、人によってまちまちかもだが自分はすごく多い。『名もなき家事』のような仕事、分担がはっきりしていないような仕事を引き受けてしまう。ただし、どこでもすぐ寝られることが強み。」

Bさん「月に7、8回宿直。職場から徒歩10分のところに住み、実家や夫を巻き込み両立。2回産休・育休取得。子どもたちも自分も丈夫。宿直の時は一人で寝られ、起きたらすぐ職場で『楽』。」

Dさん「多い時は月残業50時間、100時間いきそうなときもあった。女子ユニットは残業が多い傾向にある。女の子は夜、打ち明け話、相談をしたがる。宿直とかあり結婚し、子どもを持つとこの仕事は厳しい。(子どもを二人育てながら仕事を続けてきた)

Bさんはスーパーな上にもスーパー。」

ハードな労働環境であることが窺える。勤務の継続に対する姿勢にはそれぞれの体力や得られる助力などにより異なるものがあることがわかる。

⑥ 児童養護施設職員として養護に関わ

る保育者の専門性とその醸成の仕方について

a.*保育士養成課程（学生時代）：実践的なこと以外大学・短大の課程で学んだ専門的知識をほとんど覚えていないと語るのがBさん、Cさんの共通点である。

*教員養成課程（学生時代）：中高の社会科関連の教員免許を取得したDさんは、日本の教育の歴史や現状、指導に関する知識や実技を学んだとする。

b.入職してから：Bさん「本当に申し訳ないけど、実験台みたいな感じで（障害の）特性を本で読み、『学びながらも体感しながら』養育の方法を試行錯誤してその子に合う方法を見つけ出す日々だった。研修は特に記憶なし。『管理職の研修』はあった。」Cさん「アタッチメント、発達障害、組織についての研修あり。前者2つは、そこから吸収するっていうよりも、そこから今の自分のやってることの答え合わせの方が強い。スーパーバイザーの存在あり。そのもとでの事例研究会。ユニット一つに年に1回。」

Dさん「性教育の講義（自分で出向いた）、チームアップ研修、愛着関係の研修等。内部的な研修と外部的な研修があって、内部的な研修は年末に来てもらって講義という形であったりする。しかし、外部の講義に行けたのは1年目の時間的にも精神的にもゆとりがあったのみ。また、自分の担当の子の通院に時間が被ったりすることもある。愛着関係は、児童心理の先生で園内の構成にも関わってくれている。通年的に指導がある。」

c.現場で養った専門性や力：Bさん「養育スキル、個別の受け入れ方、割り切り」Cさん「子どもの養育について、アタッチメントについて等」「自分の感覚でやってきてるか

ら、後輩に伝えるのが難しい」Dさん「心に傷を負ったお子さんの傾向や、表面的な情報に惑わされない力」「性教育の重要性、アフターケアにおける自立の進め方、忍耐力」

保育士であるBさん、Cさんは、資格取得時の座学に関してはあまり記憶がなく、就職してからも「試行錯誤」「感覚」でやってきており、研修の効果もあまり語られない。それに比し、児童指導員の資格で働くDさんは、自ら研修に出向いたり、研修のあり方の構造も把握していることが伺える。

⑦ 課題と考えること

課題と考えられることは多岐にわたり述べられた。まず、ユニット内の路線の対立である。Bさんは「価値観のすり合わせに失敗すると、不信感となり、『やっていけない』と離職に繋がる」こともあることを指摘する。その対立は「子どもに愛情をかけ、手をかけることに重きをおくか自立させることに重きを置くかの路線の対立など」である。勤続年数の長いBさんは、施設長のリーダーシップも課題として挙げていた。「法人が大きく、施設長が児童養護施設ではない人がなることもあり、十分な指導力・リーダーシップを發揮できず結果放任ということも課題」という。

20代の二人が指摘するのは、離職率の高さ・育成システムの不備である。Cさんは「同期のうち1/3はやめるレベル。養育に対するとか、子供に対する気持ちの強さとかで仕事やってるけど、仕事以上の気持ちをかけてるとか、そのレベルに達せる人しか残らない。システムが構築されていない。私も育てられていないからわからない」という。Dさんは、「自分の代は44%やめ

た。体力的な問題もあるが、人間関係が重要。新人で追い詰められるときつい。自分はBさんに『そこ焦らなくていいよ』『私たちで何とかするから大丈夫』と言ってもらって救われた」と語っている。

Bさんは、体力気力に富み、省察的実践を自ら重ねつつご家族の協力等も得られ子育てとも両立して社会的養護の仕事を施設Aで勤続26年目と重ねてきた。しかし、Bさんのケースはまれであり、労働条件が過酷でかつ離職者が多いこともあって経験のない職員に困難な「担当」を丸投げせざるを得ず、育成もままならない。家庭的養護にかける思いが強く、共感共生力が高いと思われるCさんも疲弊している様子が見受けられる。

5 考察と今後の課題

本章のおわりに、5.1 児童養護施設の保育士の専門性および養護に関わる児童養護施設の職員の専門性についての考察と 5.2 児童養護施設職員と施設の課題について述べ、本稿のまとめとする。

5.1 児童養護施設の保育士の専門性および養護に関わる児童養護施設の職員の専門性

1)保育所保育士と比較した児童養護施設保育士の専門性 (Bさん, Cさん)

専門性の高い保育所保育士調査(鶴沢2024)と比較しても、本章で対象とした施設保育士のBさん、Cさんは保育士として「子どもたち一人ひとりに目配りをし、必要なことを察知し対応する力」を有し、高い専門性(共生共感力と発達保障力)を有していると考えられる。しかし、課題はそれが本人の

試行錯誤、省察的実践に留まり「名人技」になつて伝承しがたいものになっていることなのではないだろうか。また、児童養護施設の保育士には、保育所保育士にはない職務が課せられている。それは「自立のための援助」である。

2)養護に関わる児童養護施設職員に必要な専門性（Bさん、Cさん、Dさん）

本調査では、保育士2人と児童指導員Dさんの職務の捉え方の相同が見られた。すなわち、Cさんは保育士の視点から、子どもとその家族に対してのケアを中心に、Dさんはケアにプラスして、アフターケアや種々の専門職との連携など、より広い児童養護施設職員の職務についてふれている。Dさんが語った印象に残るエピソードは子どもたちの自立に関わる事例であった。上述のように、「養護」と「自立のための援助」のどちらを優先するかの路線対立が職員の離職に繋がることもあることをベテラン保育士のBさんは指摘していた。2.1で下線を付した児童養護施設の役割として示されるこの二つが、社会的養護に関わる児童養護職員の職務の軸であると考えられる。そして、培ってきた専門性から保育士と児童指導員がやや異なる指向を有する場合があることが示唆される。

しかし、その専門性や指向は必ずしも対立するばかりではないことが本調査のDさんの語りから推察される。DさんはCさんが部下として同じユニットにいた時の2人の対立について、以下のように語る。

「客観的というか全体的に見てこうだからって私（Dさん）は言いがち、Cさんはもう一人一人寄り添って保育的というか、そこで結構バチバチにやりあって、お互い

セッションのように話し合い、他の人の意見も聞いて折り合つていった。」「（Cさんから）子どもの接し方を学んだ。『そうだよね、でも』の言い回し、これをやると子どもの反応が全く違つた。『あなたこう思ったんだね』っていうのがまず必要んですよ。見た目でないその子の特質をつかんだ話し方を学んだ。見本を見て背中見て少しづつ実践。（ユニット長という）立場上知って実践してチーム全体の方針とする必要もあった。」

この語りには、ユニットリーダーのDさんが、専門性等の違いからくる対立を決定的なものとせず、すり合わせ、折り合つていったこと、部下であるCさんから愛着形成という養護に重要な保育の専門性を学び、省察的実践を重ねて身につけ、ユニット全体に広げていったことが示されている。それと同時に「折り合つていった」中で「客観的」かつ「全体的」に見る対応の重要性も共有されたことが示唆されている。極めて少數事例からの考察となるが、養護に関わる児童養護施設職員の専門性は、このように保育士・児童相談員の有する専門性や指向等を省察的実践の繰り返しの中ですり合わせ、醸成したものといえるのではないだろうか。

5.2 児童養護施設と職員の課題

課題としてまず、青木・奥（2021）の指摘「専門性を有して現場に赴く保育士の養成が急務」であること以上に、多様な背景を有する職員たちが現場で資格の枠を超え、省察的実践の積み重ねができる環境を整えることが重要なのではないだろうか。上記Dさんの語りには、養成課程では保育の専門性を学んでいない児童指導員Dさんが、

Cさんの子どもへの接し方を見て学び、さらにそれをユニット内で共有するという省察的実践が示されていた。他方、語りには見られなかつたが、社会学を専門に学び社会科の教員資格を持つDさんの、日本の教育や社会の歴史・現状の知識を有しつつ自立援助に臨む姿から、保育士が学ぶこともあるだろう。

1章でみたように、日本の社会的養護は国際的な動向に沿うべく施設養護の小規模化や家庭的養護の推進に舵をきった。他方、藤間は「家庭」と対置される「集団性」、すなわち日常的に複数の職員がそばにいる養育により、子どもと職員の関係性が多元化し、可能になる個別的ケアがあることを指摘している（藤間 2017）。社会的養護には治療的養育も求められる。2.1で見たように、児童養護施設職員には、心理療法担当職員・栄養士などもいる。職員同士が常に学び合い、補い合える環境は、職員の専門性を高め結果的に子どもに資する側面があるといえるかもしれない。

職員間の学びやアドバイスだけでなく、1章で述べられているようなスーパービジョン体制も有用である。Cさんが語るように、スーパーバイザーによる事例研究会がユニットで年に一度という状況では、専門性を醸成するのに不十分であろう。そのためには、ローテーション勤務の中、コアタイムをどのようにして確保するか、また、情報共有をどのようにしていくのかが重要であると考えられる。職員を育成し離職を防ぎ、層となる職員構成にできるかどうか、保

育所においても課題ではあるが、昨年度の専門性の高い保育士の調査研究（鶴沢 2024）からその多様な試みの一端が見出される。

次に、上記の多様な背景・専門性を有する職員同士の省察的実践を支えるためにも、労働条件の改善が急務であると思われる。対象者たちが、福利厚生がいいと入職した大手の児童養護施設Aにおいても、仕事に追われ研修を受けられないでいること、残業時間が長く、将来のライフプランと見合わず離職している現状が示された。筆者が参与観察した別の児童養護施設E⁶では、夜勤専門の職員を雇用して対策し、離職率は極めて低くなったという。職員配置の見直しとともに、職員のワークライフバランスへの配慮が求められる。三輪は日本の社会的養護では里親家庭で暮らす子どもの割合が低いだけでなく、施設で暮らす子どもの割合も同様に低く、社会的養護全体が貧困であることを指摘している（三輪 2016）。保育の質に焦点が当たる中、社会的養護、施設保育士や職員に照射した対策が必要である。

3章 保育士に求められる役割の多様化と今後の課題

－児童発達支援センター（障害児通所事業）の保育士に焦点をあてて-

太田 由加里

「保育士の専門性」については、これまで「保育所保育」を中心に論じられてきた。しかし保育は「保育所保育」にとどまらず、障

⁶ 児童養護施設Eは、3章で述べられるBさんの勤務する社会福祉法人を構成する施設である。

害のある子どもや医療的ケアを必要とする子どもも、社会的養護を必要とする子どもなど、その対象は多様である。本章では、障害児通所支援事業の一環である児童発達支援センターの「保育士の専門性」について試論的に考察する。

1 「保育所保育」だけではない保育の拡がりについて

児童福祉及び児童福祉法において、保育は「保育所保育」だけではなく、社会的養護が必要な子どもたちを対象とすると示されている。保育は「保育所保育指針」のガイドラインのもと、その「保育の質」が追究されている。しかし一方で、保育士は多様な属性を持つ子どもたちの日常生活をも担っている。

本章で取り上げる障害児通所施設（児童発達支援センター）のほかにも、障害児入所施設、医療的ケア児保育、認定こども園、社会的養護が必要な助産施設、乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設、児童心理治療施設、児童相談所の一時保護所などが挙げられる。そのほかにも学童保育や放課後等デイサービス、病児保育やホスピスケアなど、未就学児に限定されない子どもたちの保育もある。また、国外にルーツを持つ子どもたちやSOGI（性的志向・性自認）などに配慮を必要とする子どもなど、子どもの多様性を尊重した保育の質向上が求められている。

2 障害児を取り巻く保育の現状について

2.1 障害児通所支援事業における児童発達支援センターについて

本章で取り上げる障害児通所支援事業とはどのような事業なのだろうか。それは「障

害のある児童や発達に心配がある児童に、療育を提供する事業で、日常生活における基本的な動作を習得したり、集団生活に適応するための訓練など個別の療育プログラムを個別支援計画に基づき提供している。未就学の障害児および学籍のない18歳未満の障害児を対象としている（社会保障審議会障害者部会）。障害児通所支援施設とは、「発達障害」「知的障害」「身体障害」などの障害をもつ子どもたちが通うことのできる福祉施設で、リハビリや療育などを行なったり、遊びを通して社会性を身につけたりなどの訓練目的のほか、放課後や日中に過ごす居場所として活用されている。施設型の療育施設は、保育園などと同様、児童福祉事業に含まれている。

障害児通所支援の定義（児童福祉法第6条の2の2）として、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の4種類がある。そのなかでも特に、児童発達支援センター（児童福祉法第43条）は、「通所利用障害児への療育やその家族に対する支援を行うとともに、その有する専門機能を活かし、地域の障害児やその家族の相談支援、障害児を預かる施設への援助・助言を行う（地域の中核的な支援施設）、身近な地域における通所支援、発達障害、知的障害、難聴、肢体不自由、重症心身障害等の障害のある子どもへの発達支援やその家族に対する支援を行う。それに加えて地域支援を実施する」とされている。

2.2 障害児を取り巻く法制度の現状について

1で述べた保育の場の拡がりや子どもたちの属性の多様性という問題意識を踏まえ、

障害のある子どもたちを取り巻く法や制度はどのような現状であるか,最新の動向を踏まえながら概観する。

こども家庭庁は,2024年12月20日,2025年度から28年度末を見据えた保育政策の新たな方向性を発表した。それは、「待機児童の大幅な減少や少子化を踏まえ,待機児童対策を中心とした保育の「量」拡大から,地域のニーズに応じた「質」の高い保育の確保・充実へと政策の軸を大きく転換する」というものである。待機児童対策を柱とした現行の「新子育て安心プラン(新プラン)」の計画期間が2024年度までとなっており,同庁は新プラン後の保育提供体制について,新たなビジョンを検討していた。

こども家庭庁が示した今後の保育の質の向上として「①地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実,②すべての子どもの育ちと子育て家庭を支援する取り組みの推進,③保育人材の確保、テクノロジー活用による業務改善など三つの柱を軸とする,さらに,障害児,医療的ケア児の保育所での受け入れ強化,「こども誰でも通園制度」,保育士の待遇,配置基準改善,DX(デジタルトランスフォーメーション)による業務改善なども進める」としている。

障害児を取り巻く法の最新の動向として児童福祉法の改正(2024年6月)が挙げられる。今回の改正は児童虐待の相談対応件数の増加などを背景として,子育てに困難を抱える世帯が以前に比べて顕在化している状況に対応するために行われている。子育て世帯に関する包括的な支援のための体制などを強化,拡充していく考え方である。特に障害児に焦点をあててその内容を見ていくと,児童発達支援センターが障害種別

にかかわらず障害児を支援できるよう体制を作ることなどが求められ,障害児入所施設においては22歳までの入所継続が可能になり,入所している子どもたちが地域生活などへ移行する際の調整の責任主体(都道府県・政令市)を明確に行うことも新たに加えられている。

子どもの最善の利益やその権利を尊重する考えのもと,障害児を取り巻く現状と法制度改正に向けて新たな動きが始まっている。それに伴い,上述のように障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう体制を作る等,それを担う保育士に求められるニーズも拡大している。

2.3 児童発達支援ガイドラインに見る障害児の保育について

2023年4月に,こども家庭庁が発足,障害児支援についてこども施策全体の中により一層の推進が図られることとなった。2023年12月には、「こども大綱」や子どもの育ちに関するビジョン,子どもの居場所に関する指針などが相次いで決定されている。そのなかで「児童発達支援ガイドライン」(2017年7月策定)が2024年4月に全面改訂された。

改訂されたガイドラインには,障害児支援や医療的ケア児支援の目的として,「障害児支援,医療的ケア児支援等は,こどもと家族に寄り添いながら個々の特性や状況に応じた質の高い支援の提供を進めるとともに,地域社会への参加・包摂を推進し,障害の有無にかかわらず,全ての子どもが安心して共に育ち暮らすことができる地域社会を実現する。保健,医療,福祉,教育等の関係者が連携し,地域において様々な機会を通じた

発達相談,発達支援,家族支援の取組を進め,早期から切れ目なく子どもの育ちと家族を支える体制の構築を進める.さらに障害の有無にかかわらず,安心して暮らすことができる地域づくりを進めるため,地域における障害児の支援体制の強化や保育所等におけるインクルージョンを推進する.具体的には,地域における障害児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターについて,専門的な支援の提供と併せて,地域の障害児支援事業所や保育所等への支援を行うなどの機能強化を行うとともに,保育所等への巡回支援の充実を図る.子ども一人ひとりの特性を重んじつつ,家族との協力,小学校や病院など地域の社会資源との協働,補装具などについての理解を深めることも求められている(児童発達支援ガイドライン).

上記に見られるように,児童発達支援センターにはこれまでにない障害児支援の役割が多層化している.多層化している内容としては,子どもたちに直接支援する療育と家族支援だけでなく,地域支援,特に地域の保育所への巡回,小学校,病院との連携など,その役割が以前よりも増えている.保育所保育士の配置基準については,2023年に幼児教育・保育の質向上のために75年ぶりの見直しが実施されたが,障害児支援についての配置の改善は特段の配慮は見られない.また児童発達支援ガイドラインは,子どもに対する支援内容であるものの,担い手がどういう専門職なのか,どのような専門性をどこでどのように育んでいくのかについての言及は見られない.支援の質の向上として,研修の機会を増やすことなどがうたわれている.しかしその研修内容や頻度については,具体的な数値目標など見られ

ない.障害児支援を充実していく方向性であることは伺えるが,それを担う専門職に対する人材育成のビジョンなどはこのガイドラインからは伺えない.

加えて児童福祉法改正のポイントとして,「障害児支援の質の底上げ」が挙げられる.「児童発達支援センター」の果たすべき機能や一般の「児童発達支援事業所」との役割分担が明確になっていなかったことが挙げられ,今後は、「幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援を行う」「地域の障害児通所支援事業所に対して支援内容の助言・援助などを行う」といった児童発達支援センターの役割・機能を明確にして,適切な発達支援の提供につなげると記されている(児童福祉法一部改正).

子どもに関する法やガイドラインは,子どもの権利条約に基づいて新たに改正や改訂がなされており,障害児についてもその支援の質について見直しがされている.そこで働く保育士が障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう体制を作ると書かれているが,具体的にどのように現場で支援していくのかについてはガイドラインには触れられていない.

3 インタビュー調査から見る施設保育士の専門性について-児童発達支援センター保育士と児童指導員の聴き取りから-

インタビュー調査では,児童発達支援センターの特性を踏まえて保育士の専門性を明らかにするために,児童発達支援センター保育士2名と児童指導員1名への調査を実施した.

<調査概要>

調査対象施設:社会福祉法人・児童発達支援

センターの関東圏 2 か所と関西圏 1 か所
調査方法：半構造化面接による方法
調査内容（質問項目）：2 章の質問項目と同様であるため、詳細は 2 章を参照願いたい。
調査対象者：保育士 2 名（A・B さん）及び児童指導員 1 名（C さん）

調査対象者の属性：

A さん：46 歳、男性、保育専門学校卒、保育士歴 22 年（保育所保育や民間企業経験あり）

B さん：50 歳、女性、四年制大学卒（文学系）、保育士歴 13 年（民間企業を経て児童発達支援センターから同法人の自閉症児センターへ異動）

C さん：41 歳、女性、四年制大学卒（福祉系）、児童指導員歴 18 年（同法人内の児童発達支援センター 2 か所を経験）

以下、質問項目のなかから専門性に関する項目についてそれぞれの「語り」の内容を記していく。

・「具体的な仕事内容」：

A: 知的及び身体に障害のあるお子さんへの療育、保護者支援、関係機関連携、職場の人材育成および各種勉強会等の実施、保育所や学校等に出向きお子さんや教職員へのアドバイスや支援等である。

B: 発達支援センター通園クラスの担任として、自閉症児に特化した療育を行っている。保護者研修（年間 10 回）を実施したり、地域の学校、放課後デイへの機関支援、ペアレントトレーニング、卒業児への相談対応、子どもワーキング会議や発達支援拠点会議などへの参加などがある。

C: 知的及び身体に障害のあるお子さんへの療育、保護者支援、事例検討資料などを含む事務的な仕事もすすんで担当している。

・「保育の現場で養った力・専門性」：

A: 保育所保育士として勤務していた頃は、保育士=未就学児の保育（ADL 等を中心とした支援）と思っていた。児童発達支援センターの保育士として勤務にあたるようになってからは、まさに「保育士=専門職」と思えるようになった。特に、お子さんだけの支援ではなく、保護者支援、家庭支援、地域支援等、どんどん広がっていくことを今現在も感じている。

B: 自閉症児の特性の理解や関わり方の工夫を専門性と考えている。大人の都合ではなく、自閉症児の視点に立って、物事を考えてみようとする姿勢、自閉症児の考え方、物事の捉え方などを尊重する姿勢が専門性だと思う。知識は研修などで得ることができるが、実際に多くの自閉症児に接してきて、自閉症児といつてもその子その子に合った関わり方や工夫が必要で、決して分かったつもりになってはいけないと感じている。

C: 子どもの関わり、介助方法（食事、姿勢、身体などの移動）等、

・「保育士の普遍的な専門性」：

A: 子どもだけの支援ではなく、家族、地域支援など子どもを中心とした支援を考えること。

B: 大人への信頼を育むこと、人を好きになること、世の中で好きなものを増やすこと、そのための遊びの展開や楽しいやり取りだと考えている。

C: 子どものペースに寄り添い、思いをくんだり、一緒に楽しく遊ぶ力が必要

・「受けた研修」：

A: 強度行動障害支援者研修、児童発達支援管理責任者研修、

B: リトミック、医療ケア児について、発達障がい児特性理解のための研修、構造

化,PECS,THACCH,インリアルアプローチ,ペアレントトレーニングトレーナー,SST,ソーシャルストーリー,PBS,自治体による発達拠点職員スキルアップ研修(年2回),年間30件ほどの研修を受講している。

C:自閉症児との関わり,障害特性,摂食について,子どもの権利,研修は義務や強制ではなく,子どもと関わるなかで身に着けておきたい知識を感じて受けた。研修には行きたいが勤務体制や人的不足などで希望した研修に行けるとは限らず,やむを得ず受講できない研修も多い。

・「保育土の他に持っている資格」:

A:幼稚園教諭二種免許状

B:児童発達支援管理責任者,介護福祉士,高等学校教諭(国語),図書館司書など

C:特になし

・「影響を受けた保育や先輩保育士について」:

A:高齢者ケア会社の社長:食事は誰かと摂ること,児童発達支援センター主任:チーム作りにかかる時間,技法,保育園長の聞く力について学んだ。

B:発達支援センターで勤務している時に,保育士の同僚から知識も大切であるが,子どもの本能に働きかけるような,子どもの楽しいという気持ちを引き出す保育を見せていただいたことは,今の勤務先でも大切にして子どもと関わるようにしている。

C:実習担当の先生(現在の職場の園長),異動前のセンターの同僚(先輩),

・「やりがいと苦労」:

A:どのような仕事もそれぞれやりがいや苦労があるとは思うが勤務年数が増すたびに奥深さというか,常に新しい発見や課題があり,毎年楽しく働いている。療育はチーム

アプローチが重要になってくる為,多職種との連携についてはコミュニケーション能力を含め,色々と考えるべき事が多い。

B:発達障害児のクラスを集団で保育していくためには,視覚支援をはじめとした多くの工夫や丁寧な関わりが必要だった。子どものパニックなどに接した時には,自分の理解の不十分さを痛感して悩んだ。子どもたちの「できた!」「やった!」という笑顔を見た時にはやりがいを感じられることもあった。個別の療育ではあるが,さらに専門性が必要となった。また母子での療育のため,保護者支援,保護者の相談にその場での対応が必要となる。ここに来ることが大好きだとお子さんや保護者の方に言っていたいたい時には、嬉しく感じる。

C:子どもの成長を保護者と喜べる,保護者との関係づくり,

・「専門性の育まれ方」:

A:確かに研修等で培われる専門性はあると思うが,その多くは現場での経験が大部分を占めるのではないかと思う。また,保育士は総合職であるが故に,自分が何を考え,どの道を歩んできたのかなどによって,その違いは大きくなってくるような気がする。ひとことで“保育士”と言っても,個々による違い等が大きすぎる為,一概には言えない。同じ保育士でも勤務する環境によって違いすぎる。が,保育士の地位を向上させるには,総合職であるという点がキーワードになる気がする。そのように振舞うことが出来るには,相当なコミュニケーション能力や調整力,判断力,取捨選択力,時間管理力等を充分に発揮していくことが必要だと思う。このあたりの複雑に絡み合った力が必要な点を前面に出せれば,“専門職”という理解にな

り,そして地位の向上になるのではないかと思う.職歴を見ると決して綺麗な職歴ではないが,現在よく思うのはこの道筋を歩いてきて良かったと感じる.一保育士として、保護者支援、家庭支援、地域支援等が求められてくる際に,井の中の蛙状態ではなく,経験に基づくアドバイス等が出来たり,引き出しの多さを感じたりする.コミュニケーション力,メンタルの強さ等も手伝ってくれている.

B:保育は子守り,誰にでもできると思われがちで,福祉の業界は社会的にも賃金的にも低いので,やる気もそがれる.福祉の仕事で働く人を大事にしない事は,そこにいる子どもや障害者を大事に思っていないのと同じではないかと思うことがある.もう十分に安い給料でも懸命に働いているため,制度の方が変わると良いと思う.

C:日々の経験、周りの職員の良いところを自分に取り入れる.

・「ほかの専門職との関係」:

A:看護師,理学療法士,作業療法士,言語聴覚士,ソーシャルワーカー,栄養士など様々な人との連携が必要.支援センターでは,医師,看護師,栄養士,PT,OT 他と日々連携をしながら業務にあたっている.他の専門職との関係性はというと,保育士は周囲からは低く見られているような気はしている.

B:法人内に,診療所,OT(作業療法士),ST(言語聴覚士), PT (理学療法士) のリハビリ施設があり,情報共有や共同ケースカンファレンス, 研修を行っている. また,機関支援として小学校や放課後等デイサービスなどに行く機会も多く,教員や放課後等デイ職員と共に支援を考える機会がある.

C: NS、PT,OT,ST,SW,栄養士など様々な人

との連携が必要.

・「地域との関係」:

A:地域の幼稚園,保育園,児童発達支援事業所,放課後等デイサービス,就学先,児童相談所など,障害を抱えたお子さんが地域の保育園や小学校に通うというスタイルがかなり浸透してきている.國の方針によりそのようになってきている訳だが,実際の現場を目にしたり声に耳を傾けてみると,そんなに甘いものではないのかもしれない感じる.地域の保育園や小学校の受け入れる側が障害を抱えたお子さんに対する知識の低さや,保護者に対する教職員の対応等にもまだまだ課題が沢山あるように思う.よって、児童発達支援センターの保育士がより地域に出向いたり,所内で研修会や勉強会,関係者会議等を開催して招集し,様々な事を考えるきっかけを作っていくかなければと思う.

B : 保健師からの紹介,母子医療センターのDr からの紹介もあり,見学ややりとりもある.また利用児の通っている学校,園の先生が見学や面談に来られることも多い.

C:地域の幼・保育所,児発(他事業所、放デイ),就学先,児相等との情報共有が多い.

・「今後の展望について」:

A:現在はかなり“地域に根ざす、出向く”という方向性になってきていると感じている.ですが,グレーゾーンのお子さんを持つ保護者の方などでは,まだ療育に携わる事にさえも拒否反応が見られるなど,多くの方々に理解してもらうためには広報などの努力が必要だと思う.

B:担当しているお子さん,保護者の方とは真摯に今後も向き合っていくつもりでいるが,心も体も健康で続けるためには,オンオ

フをしっかりと分けて,自分の生活にまで一切持ち込まないようにしたい.自閉症児のお子さんに関わってきて,余暇の大切さを実感しているので,それは自分たちにも言えるかと思う.

C:求められる質が向上していくなかで,どのように学び,自身の力にしていくかが課題.

インタビュー調査を通して,児童発達支援センターで働く保育士に求められる専門性は,障害のあるなしにかかわらず,子どもたち一人ひとりの日々の生活に寄り添い,生活動作(食事や排泄や移動など)を含めた療育はもちろんのこと,その背後にある家族の障害受容や家族支援,子どもたちの今後の環境調整に目を配り,他職種と協働しながら,各施設の特性を踏まえた専門性を模索している事実を把握した.それは数年経験したから培われる専門性ではなく,慣れという感覚に埋没することなく,常に新たな経験に取り組む柔軟性と忍耐力が求められると感じた.さらに子どもたちと共に過ごしながら子どもが安心して自分を發揮できる場や関係性を築き,その中で育つていくよう援助していること,子どもたちの今後の将来に向けて,地域の小学校との連携・協働,子ども一人ひとりに合わせた短期・中期・長期の支援計画作成など支援の構造化を行っていることも把握した.今回,保育士と児童指導員の相同と相違については,対象者が少ないとや民間企業経験などのキャリアの違いもあり比較は控えるが,今後は保育士とその他の専門職の比較を通して保育士の専門性を浮き彫りにすることも考えられる.

4 施設保育士(児童発達支援センター)の専門性に関する試論と今後の課題

保育所保育士は保育所保育指針があり,その指針には保育士としての倫理やスキル等を学ぶ研修機会について受講が推奨されている.その研修の受講がポイント制になっている保育現場もある.しかし施設保育士の場合,聴き取り調査を通して把握したこととして,研修があることはわかっているが,実際は勤務の都合や人材不足で受講できず,やむなく欠席するなど,自身の実践を振り返り,保育士同士が相互に意見を交換する機会は少ないことがわかった.

また先行研究を見ても,保育者養成教育において施設保育士に言及する論文は散見されるが,それらは実習と絡めた内容や目的的研究が多い.施設に焦点をあてた研究として,乳児院や児童養護施設における施設保育士の論文などがある(山下・小川2021,高井・森2015).また,そのなかで高井・森(2015)は,児童養護施設保育士の専門性について「保育士-特に施設保育士の専門性は,どのような位置付けになっていくのだろうか.子どもの育ちに視点をおいた保育の議論からどこか置き去りにされていないだろうか」と述べている.各児童福祉施設の役割が異なることから,渡邊・横川・鈴木(2012)は施設保育士教育のあり方に関する研究のなかで,施設保育士の役割や機能が明らかでないことを指摘している.子どもの属性がそれぞれに異なる児童福祉施設で働く保育士の専門性や施設を超えた専門性の共有などについて取り上げた先行研究は少ない.

今回の調査からも,施設保育士における専門性の獲得は,その多くが現場に委ねら

れており、研修の機会もままならない状況であると把握できた。児童福祉法の今回の改正は子どもの権利を保障し、子どもの最善の利益を追求するという考え方の上で、改めてその内容が見直され、対象やその表現も変化を見せている。「児童発達支援ガイドライン」の改訂はなされたが、それをどのように具現化するかは日々の実践をおこなっている現場に任されており、保育の質や専門性の向上についての研修を構造化して提供する試みはみあたらない。

改訂ガイドラインでは、これからさらに地域との連携が求められ、障害児を受け入れた保育所や小学校への助言なども行っていく高度な専門性が求められている。児童発達支援センター内外で、子どもたちの将来を見据え、公認心理師や栄養士、医師や看護師、リハビリテーションスタッフなどの他職種連携も必要とされ、保育士はそれらの職種を束ねる総合職となる専門性が求められるのではないかとインタビュイーは語っていた。

今後の課題として、質向上のためには、これまでの調査で積み重ねているように、長年障害児の療育に関わってきた方々や専門性が高いと周りの保育士が感じている保育士の語りなどを聞き取り、共通する専門性を明らかにする研究姿勢も必要と思われる。このような蓄積は次世代の障害児支援の質向上のために重要である。保育士同士の研修の機会は仕事の一環として、専門性を高めるための機会として勤務体制のなかに組

みこまれていく必要があると考える。

筆者は40年ほど、社会福祉士の育成に携わり、その実習先として障害児の保育＝療育（医療+教育）の現場に伺う機会がある。そこでは子どもたちの障害特性に合った支援を行うために、保育士、児童指導員、社会福祉士、作業療法士、言語聴覚士などの専門職が存在している。療育の場面だけを見ると、どなたが保育士なのか、児童指導員なのか、見分けがつかない。実習生自身も社会福祉士をめざす実習でありながら、一対一で社会福祉士の方について実習するわけではなく、その現場で子どもたちと接しながら、それぞれの専門性を把握していくことになる。子どもを見る視点が保育士、社会福祉士と異なるだけで、子どもの日常や将来を楽しく生きやすくするために支援していく目的には変わりがない。その現場で各専門性を抽出するのは難しいが、保育士として子どもと一緒に楽しみながら子どもができるところを増やしていくような、「語り」のなかにあった子どもの本能に働きかけるような関わりを続けていくことがまさに施設保育士の専門性ではないかと感じている。

4章 児童館に併設する学童保育で働く人たちの資格と専門性

田口久美子

1 目的

本誌第43号（田口、2023）ならびに第44号（田口、2024）において、筆者は学童保育⁷の専門性についての検討を進めてきた。

⁷ 施設名や職名については、田口（2023）、田口（2024）を踏襲し、以下のとおりとする。法令上、放課後健全育成事業をおこなう施設が放課後児童クラブであるが、学童保育、学童クラブなどさまざまな名称が用いられている。本稿では、基本的に学童保育と称する。学童保育

第43号では、2001年に創刊された『学童保育研究』を中心に、指導員の専門性について研究のレビューを行い、第44号では、東京都区の学童保育に勤めている（勤めていた）専門性の高い指導員2名のインタビューから得られた知見をもとに、東京都区の公立の学童クラブの設立過程、わけても児童館の中に学童保育が設置された経緯について、杉並区の公立学童クラブの成立過程にかかる資料に依りながら考察を行った。

3回目の特集となる今回は、児童福祉施設のうち、児童厚生施設のひとつである児童館に併設する学童保育指導員の専門性を、資格の観点から考察することを目的とする。また、その過程において、第44号でのインタビューデータを援用する。

児童福祉法第6条の3第2項において、放課後児童健全育成事業は「小学校に就学している児童であって、保護者が労働等により屋間家庭にいないものに、授業の終了後に小学校の余裕教室や児童館等児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業」（抜粋）と規定されている。

条文において、児童厚生施設等の施設を利用して、とあるが、小学校の空き教室等を用いるのか、それとも児童福祉施設である児童館において事業を行うのか、によって、

指導員の業務内容や専門性は異なる。小学校の空き教室等を用いて学童保育を運営する場合、指導員はもっぱら学童保育に在籍する子どもの健全育成に焦点を当てて保育する。一方で、児童厚生施設のひとつである児童館に併設されている学童保育においては、学童保育の子どもを主たる対象として保育を行うものの、児童館では「児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情縁をゆたかにする」という児童福祉法第40条に規定される児童厚生施設の理念にのっとり、18歳未満のさまざまな子どもたちが来館するため、来館児童向けの遊びやイベントに学童児童を参加させたり、児童館の敷地内で同じ遊具で遊んだり、同じ図書室で一般児童と学童児童⁸が混じって個々が自由に本を読んだりなど、学童児童と一般児童とのかかわる場面がある。

児童館併設の学童保育では、指導員は学童児童の保育を中心としながら、一般児童とのかかわりを視野に入れた保育を展開する必要があり、学校の空き教室等を用いる場合の保育とは異なり、プラスアルファの専門性が必要になる。児童館併設の指導員のプラスアルファの専門性とはどういうものか、指導員の資格にかんがみて考察していきたい。

で子どもと関わる職員の名称についても、法制化の整備過程において、放課後児童指導員、放課後児童支援員などの名称が使われてきたが、本稿では基本的に指導員と称する。なお、法令をはじめとして公的な文書・通達などにかかわる箇所においては、放課後児童クラブ、放課後児童指導員を用いる。

⁸ 学童保育を利用する児童を学童児童、児童館に来館する児童を一般児童と称する。

2 学童保育の実施状況

2.1 概況

まず、学童保育の状況について確認しておきたい。こども家庭庁（2024）によれば、令和6年5月1日現在、登録児童数は前年に比較し62,568人増の1519,952人、放課後児童クラブの支援の単位数⁹は1,088増の38,122単位、放課後児童クラブ数は前年度に比べて172か所減の25,635施設となっている。クラブ数減少の大きな要因は、令和5年度まで、クラブ数を支援の単位数として報告していた自治体があり、当該自治体が修正したことに基づく。

待機児童数は全体で前年度より1,410人増の17,686人で、4年生が最も多く5,707人、次いで3年生の3,879人、5年生の2,756人、1年生が2,209人、小学2年生が2,116人、6年生が1,019人で1年生を除きいずれの学年も前年度より多くなっている。都道府県別では東京都が3,731人、埼玉県が2,132人、千葉県が1,181人で全体の4割を占め、首都圏に集中している実態がある。

設置場所については、学校の余裕教室が6,972か所（約27%）、学校敷地内の専用施設6,167か所が約24%で、小学校内が約5割を占め、公的施設などが3,349か所（約13%）、児童館は2,316か所（9%）で約1割にとどまる。

2.2 東京都の場合

令和5年（2023年）5月段階で待機児童

数が最も多い東京都についてさらに状況を確認していく。公立学童保育の成立当時（開始は1963年）においては、空き教室での学童保育運営から児童館や専用施設への移行が好ましいとされていた（佐藤、2018）。ことにかんがみれば、半世紀余りが過ぎ、東京都区部では児童館から小学校での設置へと設立当初の状況に戻っていることが推測される（図1）。

一方、東京都の子どもの人数は平成24年（2012年）以降増加（図2）しており、児童数に呼応するように学童クラブ登録児童数も増え（図3）、待機児童数は変動があるものの、増加傾向は解消されていない（図4）。

少なくともこの14年間、東京都の就学児童は増加している一方で、都区部の学童保育の設置は学校の空き教室が最も多く（439か所）、次いで児童館（298か所）、学校敷地が213か所となっており、学童保育を学校内で運用しているのは652か所にのぼる。資料の出所に東京都と東京都区部という違いがあり、厳密には精査が必要であるものの、小学校の児童数が増えているのに、学校を用いての学童保育の展開が多いということには、スペースの問題も含めて違和感をぬぐえない。学童保育と学校教育は、そもそも子どもの人権を重視し人格発達や健全育成を行うという共通の土台はあるものの、児童福祉法に位置付けられる学童保育の理念は学校教育とは異なるものである。この点については、本稿の目的を超えるため、別途

⁹ 支援の単位とは、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」により、児童の集団の規模を示す基準として平成27年度から導入したもので、児童の放課後児童クラブでの活動は、この「支援」の単位を基本として行うことになっている。

じっくりと検討したい。

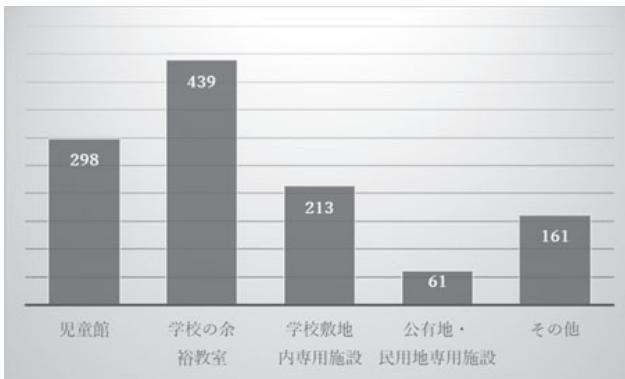


図1 2023年度東京都区の学童保育の設置状況（東京都、2023より作成）



※学童クラブの対象児童については、「おおむね10歳未満」とされていたが、平成27年4月から施行された子ども・子育て支援新制度において、「6年生まで」と明確化された。

図2 東京都公立小学校児童数推移 東京都（2023）より引用

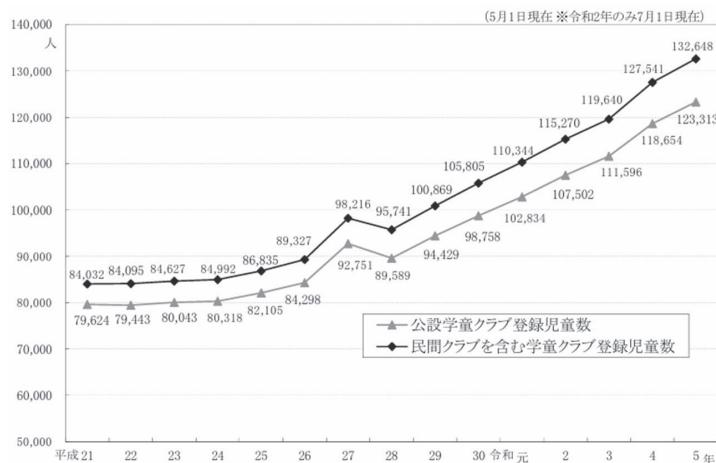


図3 学童クラブ登録児童数推移 東京都（2023）より引用

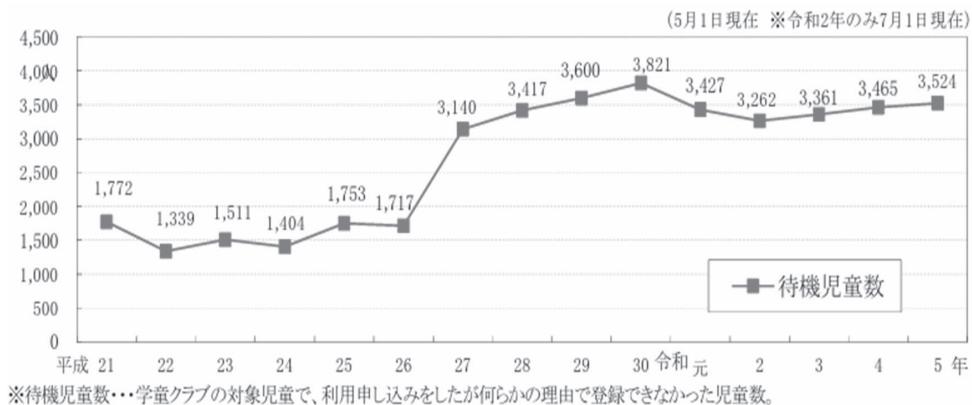


図4 学童クラブ待機児童数 東京都（2023）より引用

3 学童保育指導員の資格

3.1 放課後児童クラブの設置基準から

すでに述べたように、1997年に学童保育が児童福祉法に位置付けられたが、設備や運営にかかる基準（放課後児童健全事業の設備及び運営に関する基準：以下基準）が制定されたのは2014年であった。2015年にはその基準に基づき、放課後児童クラブでの子どもの健全な育成と遊び及び生活の支援に関して「放課後児童クラブ運営指針」（以下指針）が発出された。

放課後児童クラブ支援員の資格要件に関しては、基準の第一条第一項において、「放課後健全育成事業に従事する者及びその員数について市町村（特別区を含む）が条例を定めるに当たって従うべき基準¹⁰」が、また同第二項において、「放課後健全育成事業に

従事する者及びその員数について市町村（特別区を含む）が条例を定めるに当たって参酌すべき基準」が定められた。

職員に関する条文は、第十条で、「放課後児童健全育成事業者は放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない」と規定され、同第3項において、「放課後児童支援員は、次のいずれかに該当する者であって、都道府県知事¹¹が行う研修を修了したものでなければならない。」とされ、さらに以下の9つが規定されている。

- 一 保育士の資格を有する者
- 二 社会福祉士の資格を有する者
- 三 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業

¹⁰ 2018年の閣議決定、第198国会を経て、「従うべき」から「参酌すべき」へと後退した。

¹¹ 厚生労働省令第50号（平成31年3月29日）、同21号（令和2年3月4日）を経て、指定都市市長及び中核市市長も実施できることになった。

した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第九号において「高等学校卒業者等」という。）であって、二年以上児童福祉事業に従事したもの

四 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者

五 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を卒業した者

六 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第二百条第二項の規定により大学院への入学が認められた者

七 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

八 外国の大ににおいて、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

九 高等学校卒業者程度であり、かつ、二年

以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めた者

基準の第十条をまとめると、おおよそ以下の①から⑥までのいずれかに該当し、かつ都道府県知事等が行う研修を修了した者である。①保育士、社会福祉士、教員免許状のいずれかを有する者②大学（外国の大学を含む）で社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を修めて卒業した者③大学院で社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を修めて修了した者④高等学校を卒業し、二年以上児童福祉事業に従事した者、⑤高等学校を卒業し、かつ、二年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めた者。

上記のうち高等学校（以下高校）卒業後の2年間の児童福祉事業もしくは放課後児童健全育成事業に2年間従事した経験ありをパターンA（④、⑤）、大学卒業（大学院修了）をパターンB（②、③）、資格・教員免許状取得者をパターンC（①）とし、パターンCでの教科目をあげた（表1）。なお、パターンCでの教科目は、個々の資格・免許状ごとに指定された養成施設において、修得する必要があるものであるが、掲示している科目のほかにも卒業するために等必要な修得すべき科目があるため、留意が必要である。なお、社会福祉士は、指定科目を福祉系大学等（4年間）で卒業までに修得することが、受験資格の要件となる。

さらに、高校卒業年度や学歴などにもよるが、保育士については、多くの人たちに保

育士の試験を受ける機会が開かれている¹²。教員免許についても、文部科学省が「教員資格認定試験」¹³を実施しており、試験に合格

すれば、教員免許を取得することが可能である。

表1 放課後児童支援員のパターンとパターンCでの教科目例

パターンA	パターンB	パターンC
高校卒業	大学卒業 (大学院修了)	保育士 ¹⁴ ・社会福祉士 ¹⁵ ・教員免許状 ¹⁶
児童福祉事業もしくは放課後児童健全育成事業に2年	社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学	保育士：保育原理、教育原理、子ども家庭福祉、社会福祉、子ども家庭支援論、社会的養護I、保育者論、保育の心理学、子ども家庭支援の心理学、子どもの理解と援助、子どもの保健、子どもの食と栄養、保育の計画と評価、保育内容総論、保育内容演習、保育内容の理解と方法、乳児保育I、乳児保育II、子どもの健康と安全、障害児保育、社会的養護II、子育て支援、保育実習、保育実習指導I、保育実践演習 社会福祉士：医学概論、心理学と心理的支援、社会学と社会システム、社会福祉の原理と政策、社会福祉調査の基礎、ソーシャルワークの基盤と専門職、ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）、ソーシャルワークの理論と方法、ソーシャルワークの理論と方法（専門）、地域福祉と包括的支援体制、福祉サービスの組織と経営、社会保障、高齢者福祉、障害者福祉、児童・家庭福祉、貧困に対する支援、保健医療と福祉、

¹² 一般社団法人保育士要請協議会ホームページ 「保育士試験を受ける方へ 受験資格」
<https://www.hoyokyo.or.jp/exam/qualify/index.html>（2025年1月14日最終閲覧）

¹³ 独立行政法人教職員支援機構 <https://www.nits.go.jp/menkyo/shiken/> 「教員資格認定試験」（2024年1月14日最終閲覧） 所定の条件の下取得できる免許状は幼稚園教諭二種、小学校教諭二種、高等学校教諭一種（情報）である。

¹⁴ 児童福祉法施行規則第6条の2の3第1項第3号別表第1による教科目を示す。

¹⁵ 社会福祉に関する科目を定める省令（平成20年文部科学省・厚生労働省令第3号）に基づき、福祉系大学等（4年）において社会福祉士受験のために修得すべき指定科目（令和3年4月入学者から適用）

¹⁶ 教育職員免許法施行規則に基づき、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状を受ける場合の「教職の基礎的理解に関する科目等」を示す。このほか、「教科及び教科の指導法に関する科目」、「大学が独自に設定する科目」などを修得する必要がある。

	<p>権利擁護を支える法制度、刑事司法と福祉、ソーシャルワーク演習、ソーシャルワーク演習（専門）、ソーシャルワーク実習指導、ソーシャルワーク実習</p> <p>教員免許状：教職の意理念並びに教育に関する歴史及び思想、教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）、教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）幼児・児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程、特別の支援を必要とする幼児・児童及び生徒に関する理解、教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラムマネジメントを含む）、道徳の理論及び指導法*、総合的な学習の時間の指導法、特別活動の指導法、教育の方法及び技術、情報通信技術を活用した教育の理論及び方法、進路指導及びキャリア教育の理論及び方法、生徒指導の理論及び方法、教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法、教育実習、教育実践演習</p>
--	--

*高等学校は不要

3.2 放課後児童支援員の資格取得にかかる学習・経験の多様性

基準の定める放課後指導支援員の「資格」取得にかかる学修や経験は、上記で見るよう、かなり幅広い。パターン A では高校卒業後に児童福祉事業や放課後児童健全育成事業に最低 2 年以上従事したことが要件となるが、児童福祉事業は第 1 章で上野が示すように、その内容は多岐にわたっており、いかなる児童福祉事業に従事したのか、いかなる専門性をもって資格の要件になるのかは明らかにならない。

パターン B では大学もしくは大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を学んではいるが、子どもも理解や保育・教育に必要な知識・技能、子どもの幸せに資する児童福祉・社会福

祉・社会制度、子どもの生活を豊かに彩る芸術や体育に関する知識・技能のうち、自らの専攻分野以外の知識・技能についての習得度は明らかではない。

パターン C では、養成施設で社会福祉士（受験資格）、保育士、教員免許状の取得にかかる科目が示されており、それぞれの資格取得に必要な学修を修めている。

3 つのパターンいずれにしても、都道府県等で実施する放課後児童支援員の研修を受講して初めて放課後指導支援員の資格を得ることができるが、放課後児童支援員の資格取得にかかる学修内容や経験は多岐にわたっており、学童保育の指導員としての資質は資格取得にかかるバックグラウンドで大きく異なることが明らかになった。

4 児童館に併設する学童保育指導員の専門性

4.1 放課後児童支援員のカリキュラムと専門性

学童保育が法制化されて以降、指導員の専門性に関する研究が蓄積され、「子どもを理解し、関わる力」、「学童保育を運営する力」、「保護者や地域と繋がる力」の3つの専門性が「実践を省察する力」とあいまって、放課後児童支援員のカリキュラムに反映されたとする（二宮、2019）ことを第43号で指摘した（田口、2023）。カリキュラム科目一覧は下記の通りで、1科目90分である。

分野1：放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の理解

科目1：放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容

科目2：放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護

科目3：子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ

分野2：子どもを理解するための基礎知識

科目4：子どもの発達理解

科目5：児童期（6歳から12歳）の生活と発達

科目6：障害のある子どもの理解

科目7：特に配慮を必要とする子どもの理解

分野3：放課後児童クラブにおける子どもの育成支援

科目8：放課後児童クラブに通う子ども

の育成支援

科目9：子どもの遊びの理解と支援

科目10：障害のある子どもの育成支援

分野4：放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力

科目11：保護者との連携・協力と相談支援

科目12：学校・地域との連携

分野5：放課後児童クラブにおける安全・安心への対応

科目13：子どもの生活面における対応

科目14：安全対策・緊急時対応

分野6：放課後児童支援員として求められる役割・機能

科目15：放課後児童支援員の仕事内容

科目16：放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守

二宮が指摘する3分野は上記16科目に含まれているとは言える。ただ、1科目につき90分で16科目の展開は、おおよそ大学での半期1コマ（2単位）に相当するにとどまる。16科目からなるカリキュラムは二宮（2019）が指摘した3つの専門性を網羅した科目群と言えるかもしれないが、受講時間や内容の量的・質的向上は検討を重ねる必要があるろう。

現時点では、基礎資格において学修の幅や量、経験に濃淡のある人たちが、上記16科目を受講¹⁷して放課後児童支援員の資格を得ていることになるが、指導員としての専門性の底上げに関する検討は今後の大きな課題であると思われる。

¹⁷ ただし、既に取得している資格や免許に応じて免除可能な科目がある。

4.2 児童館に併設している学童保育指導員の専門性～東京都に着目して

児童館に併設している学童保育では、学童児童の対応が主たる業務になるとはいえ、児童館に来館する一般児童の理解や対応に加え、来館児童の保護者と連携したり、関わることも必要となる。

本誌 44 号(田口, 2024) では、東京都特別区の児童厚生職として入職し、20 年以上の勤務経験がある専門性の高い指導員 2 名

(A 区, B 区; A 先生, B 先生) から聴き取りを行い、一部を用いて考察した。前号でとり上げなかった内容のうち、指導員の応募資格についての語りを抽出して考察を加える。A 先生は大学在学中に保育士を取得し、大学卒業時に教員免許状取得見込み、B 先生は大学卒業時に教員免許状を取得見込みであり、二人とも教員免許状取得見込みで採用試験を受験した。一方、インタビュー時点(2023 年 6 月～7 月) の A 区・B 区での児童厚生職の採用の応募資格が保育士資格のみに狭められたエピソードが語られた。

A 先生

A 区では、児童厚生で入職した人たちの中に、さまざまな大学の卒業者がいた。児童厚生では、4 大で社会学とか心理学とか教育学とかをやってた人でも多くて、すごく幅が広かった。児童厚生はすごく広いところでいろんな人が入ってきたから、逆にその方がネットワーク的な見方をする。地域とどんな風に関係を持つかなど。今、保育士一本になった。だから保育

士の資格がないと入れない。広くネットワーク的に物事を考えて、みたいな地域の連携が大事。

児童厚生の職員の採用の資格を保育士のみに絞った¹⁸ことを批判的にとらえていた。B 先生も、児童館に年齢の高い大きな高校生が来館すると、保育士資格を持つ職員が不安を持ちながら対応している状況に懸念を漏らしていた。

学校内に設置されている学童保育に比べると、児童館に併設されている学童保育の指導員は、乳児期から青年期までの子どもの発達の理解や関わり方にに関する知識・技能が必要である。またそれぞれの子どもの保護者や家族との関わりも必然であるため、学校内の施設に比べると、A 先生が指摘するように、広くネットワーク的に子どもや保護者・地域とのかかわりを視座に入れた活動を展開できるような力量も必要となるだろう。

さらには、一般児童と学童児童の集団活動や遊び、両方の子どもたちを加えた縦割り的な活動による異年齢集団にもとづく活動や発達も推進しうる。東京都をはじめとして、首都圏では、学童保育の待機児童数も多く、低学年のみ、あるいは低学年に偏る学童保育も増えてきていることにかんがみ、児童館併設の学童保育は、異年齢集団での活動や発達の促進の可能性をはらんでおり、児童の健全育成や指導員の専門性の観点から、重要な意味を持つ。今後は、児童館併設の学童保育における専門性について、具体

¹⁸ A 先生に導入時期を尋ねると、明確には覚えていないが、20 年以上前くらいと回答した。導入時期は、さらなる精査が必要である。

的な事例を用いながら研究を重ねていきた
い。

おわりに

本論では、4章にわたり「施設保育士」の制度や現状、課題を検討してきた。

1章では、本報告で「施設保育士」をどのように定義し、施設保育士が活躍する社会的養護において、国の政策がどのように変化してきたのかを概観するとともに、児童養護施設における施設保育士の専門性について「児童養護施設運営指針」をもとに検討した。「新しい社会的養育ビジョン」(2017年)で求められる施設保育士の専門性を担保するためには、職場環境の向上、待遇改善、特に高度なケアに関する研修や、専門的スーパーバイズなどの支援体制の充実が求められている。(上野)

2章では、児童養護施設で働く保育士について、インタビュー調査をもとにその専門性や働く上での課題を保育所保育士ならびに同じ職務を遂行する児童指導員と比較し検討した。その結果、対象の保育士たちは「子どもたち一人ひとりに目配りをし、必要なことを察知し対応する力」を有し、特に家庭的養護に専門性を発揮していた。課題は教員免許を有するなど多様な背景の職員たちと現場で互いの専門性を学び合い、子どもたちを自立に導く社会的養護をなしうる環境が整うことであることが示唆された。(鵜沢)

3章では、障害のある子どもの施設で働く保育士について法や制度を概観し、インタビュー調査をもとにその専門性や今後の課題を検討した。障害児支援の充実のため

に関連法やガイドラインが改正され、保育士に多様な役割が求められていることを確認した。その専門性として保育士は子どもの障害の有無にかかわらず、一人ひとりの特性を尊重し、他職種と連携しながら家族支援、地域支援を行っていることなどを把握した。今後の課題として、研修機会の確保や人材育成、実践の蓄積などさらなる検討が求められる。(田代)

4章では、児童福祉施設の一つである児童館に併設されている学童保育（放課後児童支援事業）の指導員の専門性を、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に則り、放課後児童クラブ支援員の資格の側面から検討した。基準による放課後児童支援員は、9つが規定され多様性に富んでおり、当該資格取得に必要な都道府県知事が行う研修を終了したとしても、資格取得にかかる学修や経験は多様であり、その専門性は多義的であることが推測された。また、東京都区部の児童館職員採用の要件が保育士資格である状況にかんがみ、児童館の機能の観点から、採用の要件となる資格と専門性について、さらなる検討の必要性が示唆された。(田口)

本論を通して施設保育士は、子どもたちの保育・養護・療育・自立支援・指導等に携わるだけでなく、家族支援や地域との連携等多様な職務に就いていることが示された。また、同じ職務を多様な資格、専門性、指向や背景等を有する同僚と共に、補完、時に对立しつつ協働していることが示唆された。保育の質を保育者の専門性から追究する上で、施設保育士の研究が重要であり、必要不可欠であることを肝に銘じたい。

[文献]

- 青木幹生・奥典之, 2021, 「施設保育士に求められる『保育士の専門性』」『美作大学・美作大学短期大学部紀要』通巻 66: 51-55.
- 趙正祐, 2014, 「児童養護施設の援助者支援における共感満足・疲労に関する研究—c s f の工程による子どもとの関わり方の特徴から—」『社会福祉学』55(1): 76-88.
- 藤岡孝志, 2006, 「福祉援助職のバーンアウト, 共感疲労, 共感満足に関する研究—二次的トラウマティックストレスの観点からの援助者支援—」『日本社会事業大学研究紀要』53: 27-52 .
- グニラ・ダールベリ, ピーター・モス, アラン・ペンス, 2022, 『「保育の質」を超えて-「評価」のオルタナティブを探る』浅井幸子（監訳）ミネルヴァ書房.
- 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）
<https://www.cfa.go.jp/policies/shakaiteki-yougo/shisetsu-gaiyou/>2024 年 9 月 5 日閲覧.
- 垣内国光, 2011, 『保育に生きる人びと』ひとなる書房.
- 片岡志保, 2011, 「児童養護施設職員の職務内容における現状と課題」『社会福祉学研究』日本福祉大学大学院社会福祉学研究編集委員会 編 6: 1-9.
- こども家庭庁, 2024, 「令和 6 年 放課後児童健全事業（放課後児童クラブ）の実施状況（令和 6 年 5 月 1 日現在）」
https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/69799c33-85cb-44f6-8c70-08ed3a292ab5/de9d9a49/20241223_policies_kosodateshien_houkago-jidou_51.pdf (2025 年 1 月 10 日最終閲覧)
- こども家庭庁, 2024, 「児童養護施設入所児童等調査の概要」
[https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/8aba23f3-abb8-4f95-8202-f0fd487fbe16/5c104d63/20240229_policies_shakaiteki-yougo_86.pdf.](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/8aba23f3-abb8-4f95-8202-f0fd487fbe16/5c104d63/20240229_policies_shakaiteki-yougo_86.pdf) (2024 年 9 月 5 日最終閲覧)
- こども家庭庁, 2024, 「保育政策の新たな方向性」について
https://www.cfa.go.jp/policies/hoiku/new_direction (2025 年 1 月 8 日最終閲覧)
- こども家庭庁, 2024, 「児童発達支援ガイドライン」
https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/253aba4f-3ce0-4aa1-a777-3d42440f1ca2/6b53e02b/20240712_policies_shougaijishien_shisaku-hoshukaitai_117.pdf (2024 年 12 月 27 日最終閲覧)
- 厚生労働省, 2010, 「児童養護施設運営指針」厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知
- 厚生労働省, 2014, 「児童養護施設運営ハンドブック」厚生労働省・雇用均等・児童家庭局家庭福祉課
- 厚生労働省, 2016, 「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会 報告（提言）」社会保障審議会新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会

厚生労働省, 2017, 「新しい社会的養育ビジョン」新たな社会的養育の在り方に関する検討会

厚生労働省, 2024, 「令和5年(2023) 人口動態統計月報年計(概数) の概況」

(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/geppo/nengai23/dl/gaikyouR5.pdf> ; 2024年12月30日最終閲覧)

厚生労働省, 「児童指導員及び指導員の資格要件等」 <https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokkyokushouhokenfukushibu-Kikakuka/0000047434.pdf>.

(2024年9月5日最終閲覧)

三輪清子, 2016, 「なぜ里親委託は伸展しないのか?一里親登録者不足仮説と里親委託児童限定化仮説」『社会福祉学』56(4): 1-13.

二宮衆一, 2019, 「専門性研究の到達点をふまえた指導員の力量形成と学びの課題」『学童保育研究』 20: 19-29

小川恭子, 2015, 「児童養護施設保育士に求められるソーシャルワーク機能—日常生活支援を通して—」『藤女子大学人間生活学部紀要』52: 91-100.

大森弘子・太田仁, 2015, 「社会的養護を果たす保育士の役割の認知と効力不安について」『佛教大学社会福祉学部論集』11: 1-10.

佐藤晃子, 2018, 「東京都における学童保育の制度と運動の展開-1950年代半ばから70年代半ばまでを対象に」『精華女子短期大学紀要』44: 27-72.

社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会資料, 2011, 「社会的養護の課題と将来像」児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会・社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会.

田口久美子, 2023, 「保育の質を考える—保育者の専門性の観点から(1) 4章 学童保育指導員の専門性」『明星大学社会学研究紀要』 42: 19-25

田口久美子, 2024, 「保育の質を考える—保育者の専門性の観点から(2) 4章 東京都区の学童保育の設立過程と児童館併設の学童保育—学童保育指導員の専門性の探究に向けて」『明星大学社会学研究紀要』 43: 29-37

東京都福祉局子供・子育て支援部, 2023, 令和5年度「東京の学童クラブ事業 実施状況」

高井由起子・森 知子, 2015, 「児童養護施設保育士の専門性にかかる—考察—児童養護施設職員への保育実習に関するインタビュー調査結果から—」『関西学院大学教育学論究』 7: 63-70.

土屋敦・藤間公太, 2024, 「分野別研究動向(社会的養護)」『社会学評論』75(3): 270-285.

鵜沢由美子・太田由加里・田口久美子・上野恵子, 2023, 「保育の質を考える—保育者の専門性の観点から(1)」『明星大学社会学研究紀要』43: 1-36.

鵜沢由美子, 2024, 「保育の質を考える—保育者の専門性の観点から(2) 2章 保育所保育士の専門性とは何か—専門性が高いとみられる保育士の質的調査から—」『明星大学

社会学研究紀要』44: 8-23.

柳沢昌一, 2007, 「解説」:391-429, Schon,D.A., 1983, The Reflective Practitioner :How Professionals Think in Action: Basic Books. (=2007,『省察的実践とは何か プロフェッショナルの行為と思考』柳沢昌一・三輪建二監訳, 凤書房)

山下愛実・小川愛寧, 2021, 「乳児院で働く保育士の専門性に関する研究 (1) 一質問紙の自由記述にみる施設保育士の役割についての考察ー」『宮崎国際大学教育学部紀要 教育科学論集』 (8): 9-17.

渡邊瑞穂・横川剛毅・鈴木俊彦, 2011, 「施設保育士養成教育のあり方に関する基礎研究」『和泉短期大学研究紀要』 32: 1-8.